

# 藤沢市テニス協会会則

## 第1章 総 則

第1条 本協会は、藤沢市テニス協会と称する。

第2条 本協会は、事務局を藤沢市内に置く。

第3条 本協会は、藤沢市内のテニスの普及及び発展を期し、併せて体位の向上、人間形成、団体相互の親睦を計ることを以て目的とする。

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 神奈川県テニス協会に藤沢地区を代表して加盟する。
- 2 テニスの振興普及及び指導奨励。
- 3 藤沢市民テニス大会開催の主管及び各種テニス大会の主催並びに後援。
- 4 その他本協会の目的達成に必要な有益な事業を行う。

第5条 本協会の構成員は、市内に所在する事業所、クラブ、スクール及び原則として市内に在住するものによって構成される団体よりなる。

## 第2章 機 関

第6条 本協会に次の機関を置く。

- 1 総会
- 2 理事会
- 3 常任理事会

第7条 総会は、各加盟団体代表1名によって組織し、会長が招集し、議長は会長があたる。

第8条 総会は、毎年1回定期に開催し、次の事項を審議決定する。ただし、必要に応じ臨時にこれを開くことができる。

- 1 会則改正に関する事。 2 本協会の事業に関する事。
- 3 予算決算に関する事。 4 役員選出に関する事。
- 5 その他重要な事項に関する事。

第9条 理事会は、本協会の執行機関であつて、理事長が招集し、議長は理事長があたる。理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事及び理事を以て構成し、総会の決定事項を処理する。理事会は、本協会の事業運営のため専門部会を設けることができる。専門部会の運営については別に定める。

第10条 常任理事会は、本協会の運営に必要な業務を処理するため、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事で組織し、理事長が招集し、議長は理事長があたる。

第11条 すべての本協会の会議は、構成員の1/2以上の出席を以て成立し、議事は過半数で決定する。ただし、出席は委任を以て代えることができる。

2 総会において、各加盟団体の代表者が都合により出席できない場合は、団体の理事に限り代理で出席することができる。

3 理事会において、各加盟団体の理事が都合により出席できない場合は、団体の代表者に限り代理で出席することができる。

### 第3章 役員

第12条 本協会に次の役員を置く。

1 会長	1名	2 副会長	3名以内
3 理事長	1名	4 副理事長	4名以内
5 常任理事	若干名	6 理事	各加盟団体より1名 及び会長推薦若干名
7 監事	2名以内		

上記の他、終身名誉会長、名誉会長、特別顧問、顧問又は参与を置くことができる。

第13条 会長は、総会で選出する。会長は、本協会を代表し、会務を統理する。

第14条 副会長は、総会で選出し、会長がこれを委嘱する。副会長は、会長を補佐し、会長が事故の時はその代理をする。

第15条 理事長及び副理事長は、理事の互選により選出し、会長がこれを委嘱する。理事長は、理事会及び常任理事会を代表し、会務執行の責を負う。副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故の時はその代理をする。

第16条 常任理事は、理事の互選により選出し、会長がこれを委嘱する。常任理事は、本協会の運営に必要な業務を処理する。

第17条 理事は、各加盟団体より推挙された1名と、会長が必要と認めたものを総会において選任する。理事は、総会の決議に従い会務を処理する。

第18条 監事は、総会の承認を経て会長が委嘱する。監事は、本協会の会務会計を監査する。

第19条 終身名誉会長、名誉会長、特別顧問、顧問及び参与は、理事会において選出して総会で承認し、会長がこれを委嘱する。

第20条 すべての役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。役員退任の場合、後任者の任期は前任者の残りの期間とする。

## 第4章 加盟等

第21条 本協会に入会しようとする者は、所定の書式により申し込み、常任理事会で審査し、理事会で承認を得るものとする。

第22条 加盟団体は、毎年2月末日までに所定の書式により更新の手続きをするものとする。

第23条 本協会の会則に違反した場合、その他協会の目的に反する行為があった場合は、理事会及び総会の決議により除名することができる。

第24条 本協会を退会しようとする者は、所定の書式により常任理事会に申し出ることとする。

## 第5章 会計

第25条 本協会の経費は、補助金、寄付金、会費及び雑収入によって支弁される。

第26条 本協会の会費は、細則により決める。

第27条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 附 則

この会則は、昭和52年1月1日に施行する。

この会則は、平成7年4月6日に改正し施行する。

この会則は、平成16年4月1日に改正し施行する。

この会則は、平成24年4月22日に改正し施行する。ただし、第22条の更新手続きについては、平成24年度の加盟更新には適用しないものとする。

この会則は、平成25年2月23日に改正し施行する。

この会則は、平成26年2月22日に改正し施行する。

この会則は、平成28年2月27日に改正し施行する。

この会則は、令和3年5月2日に改正し施行する。

この会則は、令和4年5月1日に改正し施行する。

この会則は、2025年4月13日に改正し施行する。ただし、第27条の規定は、2025年度に限り、1月1日に始まり翌年3月31日に終わることとする。